

# 陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	2 0 6	受 理 年 月 日	令和3年3月10日
件 名	選択的夫婦別姓の法制化		
要 旨	<p>私は、以下の点から選択的夫婦別姓の法制化に賛成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 民法第750条による「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」は、望むと望まないにかかわらず96パーセントの女性が改姓している。女性が改姓するものとの根強い慣習が、明治の家制度が廃止された現代も普遍的に蔓延していて、民法では男女平等に見えるが、男性が改姓しなくてもよいという思い込みは、実質上の男女不平等だと思う。</li> <li>2 名と姓が一つになってその人の人格尊厳が守られていると思うが、結婚後は夫の姓（妻の姓）で生きることはアイデンティティの喪失により自分が自分でないような感情に陥る。</li> <li>3 近年女性の社会進出が進み、仕事で積み上げた実績など結婚改姓によりキャリア等が途絶えて混乱が起りやすい。</li> <li>4 結婚改姓による色々な書類の名義変更に手間取る。お金も掛かる。</li> <li>5 旧姓併記でもいいのではとの意見があるが、パスポート、健康保険証、免許証などは戸籍姓でなければ通用せず、二つの姓を使い分けるもどかしさがある。</li> <li>6 明治31年（1898年）に家制度による国の戸籍の管理が確立し、昭和22年（1947年）には民法第750条により夫か妻の姓を名乗るとなつたが、明治民法の家父長制による、女性は夫側の家に入り夫の姓を名乗るという意識は人々の認識に深く刻み込まれ、いまだ「嫁に行く、嫁をもらう」と言われることも少なからず存在し、妻になった者が義父母に必要以上に嫁の立場を強要されることもある。</li> <li>7 伝統が大切という意見もあるが、それは以前の家父長制を重んじる人々の考え方であり、民主主義である現代において、一つの姓で家族をまとめる従来の考え方では、個人（夫又は妻）の尊厳を大切にできないのではないだろうか。</li> <li>8 離婚時に女性の方だけが姓の変更を余儀なくされ、子供の姓と違う姓になったり、プライバシーが守られないなど心的苦痛を受けざるを得ない。なぜ女性だけなのか。</li> <li>9 私は世間の常識に従い不本意に夫の姓になり45年、ずっと体調不良が続いており、今はパニック障害である。改姓によるストレスが大きな要因だと思われる。夫は改姓するのは嫌だと言い（養子さんと思われたくない）、体調不良の中、私が活動するしかない。</li> <li>10 明治31年から続く夫婦同姓制度は、夫婦、くらし、働き方、価値観が大きく変化した現代において、ふさわしい制度ではないと考える。については、選択的夫婦別姓の法制化を願う。</li> </ol>		
陳 情 者			
回付委員会	文化環境委員会		

